

寒河江市告示第42号

寒河江市国民健康保険規則（平成4年市規則第9号）第18条の規定に基づき、次のように告示する。

令和6年7月19日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

記

- 1 更新年月日 令和6年8月1日
- 2 有効期限 令和7年7月31日
- 3 その他 現在使用している国民健康保険被保険者証は、令和6年8月1日以降は使用できませんので、各自責任を持って破棄してください。